働くもののいのちと健康を守るため、実効ある対策を求める
～労働安全衛生法の改定にあたって（声明）～

2025 年 5 月 15 日

働くもののいのちと健康を守る全国センター

5 月 8 日、国会で「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」が成立した。改正の趣旨として「多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため」とされており、その趣旨には大いに賛同するものであるが、法律の内容については実効性という点で全体的に不十分だと指摘せざるを得ない。

改正法では、「職場のメンタルヘルス対策の推進」として、ストレスチェックについて労働者数 50 人未満の事業場についても実施が義務化された。厚労省によれば 2022 年のストレスチェック実施状況は全体で 40.0%、50 人以上の事業所が 84.7%、50 人未満は 32.3%となっているが、その結果を分析・活用した事業所は全体で 57.9%、50 人以上の事業所が 59.6%、50 人未満は 57.1%に過ぎず、多くの事業所が「実施しただけ」の状態にとどまっている。また、今後 50 人未満の事業所での実施が義務化されるが、10 人未満の事業所ではプライバシー保護の観点から集団分析ができないとされているうえ、制度上、事業主や人事権限者は実施者になれないことから実施にあたっては業者に委託する必要があるなど、経済的にも負担が大きくなることは明らかである。小規模事業所に対する支援として地域産業保健センターを活用するとされているが、その体制も決して十分とは言えず実効性に疑問が残る。したがって、すべての事業所でストレスチェックを実施するなら、経済的支援や体制の確保などについて実効性を担保できる措置を執る必要がある。

また、改正法では「機械等による労働災害の防止の促進」として、ボイラー・クレーン等に係る製造許可や製造時検査等について民間の登録機関が実施できる範囲を拡大することが盛り込まれた。しかし製造時検査等は労働者の生命に直結する問題であり、許可の権限は行政に残しつつ、審査の一部を民間に委ねることは責任の所在を曖昧にしかねない。したがって「民間活力の活用」や「行政の更なる効率化」をすすめるのではなく、労働安全衛生行政を担う専門家の育成を含め、国が責任を持って行うべきである。

「化学物質による健康障害防止対策等の推進」も改正法に盛り込まれ、化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設けるとしたことは一定評価できる。しかし一方で 2022 年には化学物質について国が法令で管理する方式から企業等が自律的に管理する方式に変更されていること、化学物質の成分名が営業秘密である場合は情報を非公開にできるとされているなど、化学物質による健康被害等の防止という点では問題を残している。

改正法では「高齢者の労働災害防止の推進」も盛り込まれた。近年、働く高齢者が増えていることや、高齢者の労災事故が増加傾向にあることに鑑みれば一定評価はできるものの、高齢者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とすることや、国が該当措置に関する指針を公表するという内容にとどまっていることは不十分と言わざるを得ない。他方で日本産業衛生学会が労働者の健康障害を予防するためとして毎年出している「許容濃度等の勧告」が対象としている年齢は 18 歳から 60 歳であり、多くの高齢労働者は対象とされていない。そうした点の改善を国が働き

かけるなど、高齢労働者の労災事故予防を強化すべきである。

　加えて、今回の法改正に伴い、職業上の安全及び衛生、作業環境を整えることを定めたILO第155号条約の批准を求める議案が4月23日に衆議院で可決した。今後は参議院での議論が行われることとなるが、働くもののいのちと健康に国が責任を持つというILOの基本条約を批准することを大いに歓迎するものである。

　産業構造の変化や「働き方改革」、ハラスメントの蔓延などによる労働環境の変化や働く高齢者の増加など、労働の場面におけるいのちと健康リスクが年々高まっている今、労災事故の防止や職業病の根絶に向けて国や事業主が果たすべき責任もより強く求められている。働くもののいのちと健康を守る全国センターは「人間が尊重され、安心して働ける職場・社会の建設に寄与する」ため引き続き活動を強める。

以　上